

令和5年度国土調査の指定について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和5年4月1日付けで国土調査として次のとおり指定したので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
木更津市	木更津市新田一丁目及び二丁目、富士見一丁目、中央二丁目、吾妻一丁目及び二丁目、曾根の全部並びに中央一丁目、久津間、江川、牛袋野、大稲、真里、下内橋、茅野、真里谷、下郡、大稲旧大久保の各一部	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで